

一宮市 BPR 伴走支援業務
プロポーザル実施要領

令和 8（2026）年 4 月

一宮市

1 目的

一宮市では、市民の利便性向上と職員の負担軽減を図るため、DX(デジタルトランスフォーメーション)及びBPR(業務改革)を実施している。

多くの職員がBPRの必要性を認識しているが、通常業務に忙殺されていることと何から手をつけて良いか分からないことから、全庁的に自らBPRを進めることが困難な状況にある。

本業務では、専門的知見を有した事業者による各課室のBPRを伴走して支援することにより、効率的に各課室のBPRを推進するとともに、この業務で得た成功体験を元に、自らBPRを進めることができる人材を育成することを目的とする。

2 業務の概要

(1) 業務名

一宮市BPR伴走支援業務(以下「本業務」という。)

(2) 業務の内容

別添「一宮市BPR伴走支援業務_仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり

(3) 業務期間

契約締結日から2027年3月15日

(4) 提案上限価格

9,350,000円(消費税及び地方消費税額を含む)

3 参加資格

本プロポーザルの参加者は、次に掲げる条件をすべて満たすこと。

- (1) 一宮市入札参加資格者名簿に登録されていること。もしくは契約時まで、一宮市入札参加資格者名簿に登録されること。
- (2) 2019年から2026年の間で、本業務と同様の業務を都道府県、市区町村等に対して5業務以上の契約実績を有すること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき手続開始の申立てがなされている者(手続開始決定後、資格の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 公告日から審査日までの間において、愛知県及び一宮市から指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員が経営又は運営に関与していない者であること。
- (6) 公告日から審査日までの間において、「一宮市が行う事務又は事業からの暴力団等の排除に関する合意書」(平成24年12月18日付け一宮市長・愛知県一宮警察署長締結)に基づく排除措置を受けていないこと。

4 選定スケジュール

公募開始から優先交渉権者決定までのスケジュールは次のとおりである。

日時	項目	備考
4月22日(水)	プロポーザル公募 質問受付・参加申込提出 開始	
4月30日(木)12時まで	質問受付・参加申込書提出 締切	専用サイトから提出
5月1日(金)から	質問回答・提案者選定 通知 提案書受付開始	電子メールにて送付
5月22日(金)17時	提案書類一式提出 締切	専用サイトから提出
5月27日(水)	企画提案審査	本庁舎でのプレゼン
6月5日(金)	結果通知(予定)	

5 本件に関する連絡先及び書類等提出先

〒491-8501 愛知県一宮市本町2丁目5番6号

一宮市役所本庁舎(5階) 総務部情報システム課

E-mail: joho@city.ichinomiya.lg.jp 電話: 0586-28-8670

提出用 URL: <https://logofom.jp/form/Z3LR/632969>

(一宮市 BPR 伴走支援業務プロポーザル資料提出専用サイト)

※参加申込書等、質問、提案書等は、上記専用サイトから提出すること。

なお、提出フォームのアップロード上限値は1ファイルあたり10MB、合計100Mまでである。それを超える場合は、別途送信方法について案内するため、速やかに上記連絡先へ連絡すること。

6 参加申込書の提出

本プロポーザルに参加するものは、次のとおり提出書類を提出すること。

(1) 提出書類

【様式1】プロポーザル参加申込書

【様式2】業務実績報告書

(2) 提出方法

「5 本件に関する連絡先及び書類等提出先」記載の専用サイトから提出すること

(3) 参加申込書受付期限

「4 選定スケジュール」記載のとおり

(4) 提案者選定の通知

受領した書類を基に、参加資格の確認を実施し、提案者選定通知時期に各事業者へメールにて案内する(通知時期は4 選定スケジュールに記載のとおり)。

7 質問の受付及び回答

実施要領、仕様書等について質問がある場合は、次のとおり質問書を提出すること。

なお、質問は参加申込書を提出した事業者からのみ受付とするため、参加申込書と合わせて提出すること。

(1) 提出方法

【様式3】質問書に質問を記入し、「5 本件に関する連絡先及び書類等提出先」記載の専用サイトから提出すること

※質問については、提出が複数回にならないよう可能な限りまとめて提出すること。

(2) 質問受付期限

「4 選定スケジュール」記載のとおり

(3) 回答方法

質問に対する回答は、質問回答通知時期（通知時期は「4 選定スケジュール」に記載のとおり）

までに提案者として選定した事業者に対しメールにて回答する（参加申込したものの、参加資格がない等により提案者と認められなかったものには、質問回答は送付しない）。

なお、提案書の書き方等の質問には答えられないので注意すること。

(4) 回答の扱い

質問への回答は、本実施要領等の追加又は訂正とみなす。

8 提案資料提出書類等

(1) 提出書類及び提出部数

提案事業者は、以下のア、イの書類を提出すること。

ア. 提案書 1部

以下の注意事項に基づき提案書を作成すること。

(注意点：書式等)

- ・提出形式は、電子データ（拡張子：PDF）とする。
- ・枚数は表紙・裏表紙等を含め15ページ（A4サイズ）以内とすること。
なお、A3サイズのページは2ページ換算する。
- ・表紙を含め各ページには、下部にページ番号を表示すること。
- ・表題は「一宮市BPR伴走支援業務 企画提案書」とする。

(注意点：留意点)

- ・提案書は、専門的な知識を持たない者でも理解できるよう、分かりやすい表現で記載すること。
- ・提案者自らが実現できる範囲内で記載すること。

イ. 【様式4】見積書 1部

提案業務に関する見積書を提出すること。

(2) 提案書等資料の提出期限

「4 選定スケジュール」記載のとおり。

(3) 提出方法

「5 本件に関する連絡先及び書類等提出先」記載の専用サイトから提出すること。

※書類は全て電子データを提出すること。

※送付後、必ず提出確認の連絡（「5 本件に関する連絡先及び書類等提出先」の電話）を行うこと。

9 企画提案について

提案資料提出書類等提出後、5月27日（水）に一宮市役所本庁舎にて企画提案のプレゼンを行うこと。プレゼンの時間は15分以内とし、その後質疑（10分以内）を行うこと。

※プレゼンは提出資料に沿って行うこと。

※詳細な時間、場所については後日連絡する。

10 参加辞退について

本プロポーザルへの参加を申込したが、やむを得ず辞退する場合は「提案書類一式提出 締切」の日時までに次のとおり辞退届を提出すること。

(1) 提出書類

【様式5】参加辞退届

(2) 提出方法

「5 本件に関する連絡先及び書類等提出先」記載の専用サイトから提出すること

※送付後、必ず提出確認の連絡（「5 本件に関する連絡先及び書類等提出先」の電話）を行うこと。

11 審査について

(1) 審査概要

審査にあたっては、一宮市BPR伴走支援業務選定委員会（以下「選定委員会」という。）において提案書の内容（提案評価点）、提出される見積書の価格（価格評価点）の合計を総合評価とし、点数が最も高かった者を優先交渉権者とする。

総合評価点が高い者が複数ある場合は、見積金額が最も低い者を優先交渉権者とする。

なお、それでも決定できない場合は、選定委員会において決定する。

また、辞退者及び失格者は対象外とする。

(2) 審査方法（提案評価点）

提案評価に関する審査は、提案書及びプレゼンをもとに評価する。なお、提案内容に不明な点や質問等がある場合は、プレゼン時に確認する。

提案書（提案評価点）の審査基準は以下のとおり。

評価基準	基準概要
(1) 有効性	業務目的を達成するための、具体的かつ現実的なアプローチが検討されているか

(2)信頼性	業務目的を達成する上で必要な知識、スキル、経験を有しているか
(3)計画性	業務の実施体制、業務スケジュール及び工程管理は適切に計画されているか
(4)企画性	仕様書に記載されていない活用可能な提案や、独創的な工夫があるか

(3) 結果通知

結果は、6月5日（金）までに、提案者（辞退者を除く）すべてに電子メールで通知する。

なお、優先交渉権者の業者名及びその合計点以外は公表しないものとする。

また、審査経過や結果に対する異議は一切受けつけない。

(4) 失格要件

次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、失格とする。

ア 提出書類が期限までに提出されない場合

イ 提案上限価格を超過している場合

ウ 本実施要領及び仕様書等で定める事項に適合しない場合

エ 提案書等に虚偽の内容が記載されている場合

オ 審査の透明性、公平性を害する行為があったと認められる場合

カ 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為があった場合

1.2 契約

優先交渉権者は一宮市との間で、契約を締結するための仕様書等の協議を速やかに行い、契約内容を確定する。ただし、協議が成立しない場合は、次順位の交渉権者と協議を行う。また、契約にあたり押印付の見積書等の提出を求めることを留意すること。

1.3 費用

本件に参加する費用は、すべて参加者の負担とする。

1.4 その他

(1) 提案書等は、本件以外に無断で使用しない。

(2) 提案書等は、無断で公開しない。

(3) 提出書類等は、一宮市の必要な範囲において、複製を作成することがある。

(4) 提出書類等は返却しない。

(5) 提案書等の著作権は提案者に帰属する。

(6) 提案書等に含まれる著作権、特許権などの日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

- (7) 提案書等は、1者につき1案のみとする。
- (8) 提出後の提案書等の差替え、訂正、再提出は一切認めない。
- (9) 提出書類は日本語、通貨は日本円とすること。
- (10) 辞退あるいは失格した場合でも、これを理由として不利益な取扱いを行わない。